

砂 川 市 条 例 第 1 5 号
令和 7 年 6 月 1 7 日

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。